

いわき市農業委員会第38回総会議事録

1 開催日時

令和3年4月19日（月） 13時00分から15時00分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（30人）

(1) 農業委員（21人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	
2 坂本和徳		22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
	16 木幡仁一	
	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
府川将人	農地審査係長
草野浩平	主任主査兼農政振興係長
鈴木昌則	農地審査係 主査
福田幸士	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

4 欠席者（4人）

6 鈴木義直
7 草野久仁昭
12 佐川良平
21 和田正人

5 会議の概要

事務局 (阿部次長)	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第38回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。 初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○第38回総会議案書 ○追加議案書：議案第8号 ○許可申請に係る意見及び決定理由書 ○現地調査位置図 【資料1】第38回総会議案説明書（追加） 【資料2】令和4年農作業労働賃金標準額について 【資料3-1】農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（案）について 【資料3-2】農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（案）について 【資料4】農業委員会事務局 事務分掌 【資料5】農業者年金 加入・受給状況内訳 ○農業者年金加入推進セット 【資料6】「農村プロデューサー」養成講座のご案内について ○令和3年度いわき市の農林水産業 以上、11点です。 なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。 次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。
草野会長	いわき市農業委員会第38回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様には、種まき時期の最盛期で何かとお忙しい中、御出席いただき御苦勞様でございます。 まして、今日は、雨の後の晴れで、暇惜しい時間帯かと思いますが、お疲れ様でございます。 ちょうど一週間前になりますが、12日に4月の新たなスタートにあたり、役職が変わったということで、去年はコロナで行くことが

草野会長

できなかったのですが、二年ぶりに県農業会議に、私と事務局長、草野係長、小川係長で挨拶に行って参りました。

県農業会議も局長が定年で退職され、昨年度まで事務局次長であった菊地裕様が事務局長に就任され、職員への挨拶の後、話をしてきました。

日頃中々じっくり意見を交わす機会もありませんでしたので、有意義な話しをすることができました。

県農業会議の真向かいに農地中間管理事業や農用地利用配分計画等に尽力されている、福島県農業振興公社があり、佐藤清丸理事長がいらっしゃいましたので、今後の中間管理機構を利用した農地の賃借について意見を交わしてきました。

福島市に行った帰り、J A福島さくらの本店に立ち寄り、菅野代表理事組合長ほか、常務理事4名の方とお話をしてきました。

なぜかというと、我々常日頃の業務において、人・農地プランを例に挙げますと、J A、農業委員会、土地改良区、農地中間管理機構、県とそして市の連携が求められています。

こういったことには、必ずJ Aの名前が挙がってくる。

その他にも、農業者年金の加入推進も農業委員の重要な仕事であります。全国や他の自治体の例を見ると、そこには、必ずJ Aが関わってきている。

農業者年金担当者と同行して推進を図っているということが前例としてあるわけなので、その部分をいわきの地区に申し入れながら、間口を拡げる努力をしているわけですが、本店にもお願いをしてきました。

J Aとは、常に情報を共有しながら同じ方向を向いていければ考えております。

次の日になりますが、いわき市内の土地改良区、愛谷堰土地改良区を皮切りに、小川江筋土地改良区、千軒平土地改良区、四時川土地改良区に挨拶に行って参りました。

そういうことで、我々の任期としては3か月を切りまして、本当のラストスパートとなるわけですが、任期まで悔いのない活動をしたいと心がけております。

皆様も同じ思いかと思いますので、残りの任期をもうひと踏ん張り頑張って参りましょう。

本日の議題として、農地法に係る許可申請の他に、令和4年農作業労働賃金標準額の協議など様々ございます。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようお願い致します。まして、挨拶とさせていただきます。

事務局 (阿部次長)	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。
議長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の通告欠席は、議席番号6番、鈴木義直委員、議席番号7番、草野久仁昭委員、議席番号12番、佐川良平委員、議席番号21番、和田正人委員でございます。 現在、委員24名中、20名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第38回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。 議席番号10番、油座勝三委員 11番、新妻信夫委員 また、書記は事務局をお願い致します。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (阿部次長)	－議案書2ページにより会務報告－
議長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求

議 長 (草野会長)	めます。
事務局 (府川係長)	本日、議案第 8 号として、農地法第 5 条第 1 項の規定による公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用申出の取消について、の追加をお願い致します。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、審議を致しますが、先月に引き続き、3 月申請分と、先月からの継続審議となっている事案がございます。 初めに、3 月申請分の事案を審議し、その後、継続審議分を審議します。 まず、番号 1 番から14番の事案について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 3 ページを、お開き願います。 【議案第 1 号を朗読し、審議事項を説明】 それでは、説明に入る前に取下げが 1 件ございます。 議案説明書 5 ページをお開き願います。 番号14番の事案につきまして、申請者の都合により取下げになりました。 これに伴い、合計面積が変更になります。 変更後の面積は、田は変更なし、畑5,609㎡、合計18,129㎡となります。 それでは、説明させていただきます。 地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 議案説明書 3 ページをお開き願います。 番号 1 番から番号13番は売買による所有権の移転です。 5 ページをお開き願います。 今月の 3 条許可申請面積は、田12,520㎡、畑5,609㎡、合計18,129㎡となります。 7 ページをお開き願います。 許可要件でございますが、番号 1 番について説明を致します。

事務局 (府川係長)	番号1番の譲受人につきましては、面積が下限面積に達しておりませんが、隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難である認められる農地について、当該農地に隣接する所有者が権利を取得する案件であることから、例外許可基準に該当しているものと考えます。 その他については、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号の、番号1番から13番について、説明がありました。 ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。
9 番 松本委員	議席番号9番、松本英人です。 番号1番から13番の事案について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第1号の、番号1番から13番について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第1号、番号1番から13番については、原案のとおり可決致します。 次に、先月からの継続審議となっている、番号15番から17番の事案について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	それでは先月から、継続審議となっている番号15番から17番の事案について説明致します。 継続審議事案はいずれも、太陽光発電設備の下での営農、いわゆる営農型太陽光発電設備を実施する事案となります。

事務局 (府川係長)	第36回総会において、太陽光発電設備を設置した際の隣接農地への影響などを勘案して審議する必要があることから、農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されるまで、本事案については、審議を保留とし、農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出された際に、同時に審議すると議決されました。 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、事務局の事前審査を終え、県に意見照会を行っていましたが、先日、意見無しとの回答を得ており、4月26日付けで申請を受理する考えでございます。 従って、本総会においては、農地法第5条第1項の規定による許可申請を受理しておりませんので、農地法第3条許可申請についても、新たに審議する内容が無いことから、保留として継続審議が妥当であると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局から説明がありました。 番号15番から17番について、これまでの審議内容を踏まえ、委員の皆様から、御意見、疑問点があれば、発言願います。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第1号の、番号15番から17番について、只今の事務局説明のとおり、引き続き、継続審議とすることに、御異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第1号、番号15番から17番については、引き続き、継続審議と致します。 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の4ページを、お開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	議案説明書10ページをお開き願います。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書を併せて御確認願います。

事務局 (坂本主査)	それでは、説明致します。 番号1番、申請土地は、平、地目は畑、面積は976㎡であり、転用目的は土砂置場の為の一時転用となります。 申請者は複数の田を所持しておりますが農業用機械を運用するために、農地内に土を入れ、枕地の補強を行う必要性を考えておりました。 この度、県の行っている夏井川河川改修工事で発生する残土を現在使用していない当該箇所に一時的に置き、順次土を所有する田に入れるとの計画であります。 申請内容を審査した結果、農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。 ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (坂本主査)	番号1番について、一時転用案件であることから事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議が無しと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の5ページを、お開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査)

議案説明書12ページをお開き願います。
議案第3号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について御説明致します。
配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。
説明に入る前に資料の訂正がございます。
議案説明書13ページの番号2番の案件について、取消願の土地の面積が田773.5㎡となっておりますが、正しくは畑773.5㎡となります。
また、備考欄について、令和2年8月26日付で許可されたとありますが、許可日が正しくは令和2年9月25日となります。
これにともない、合計面積の方も、
田773.5㎡から0㎡、
畑356㎡から1,129.5㎡に変更となります。
合計面積は変更ありません。
訂正のほどお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。
それでは、説明させていただきます。
番号1番、土地の所在は小名浜、登記地目は畑、転用面積は356㎡です。
転用目的は、自己住宅敷地です。
本案件は、令和2年9月25日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しです。
取消理由は、当初許可を受けた権利の移転事由が所有権の移転でありましたが、このたび、所有権の移転から使用貸借権の設定に変更したいとして、許可の取り消しを願い出るものです。
番号2番、土地の所在は大久町、転用面積は356㎡です。
転用目的は、太陽光発電設備です。
本案件は、令和2年9月25日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しです。
取消理由について御説明いたします。
当初の許可申請時に提出した土地利用計画書のパネル配置図面では土地の形状等により配置できないことが判明したため、一度受けた許可を取り消し、再度申請を行うとのことです。
以上、2件、面積は、田0㎡、畑1,129.5㎡、合計1,129.5㎡です。
私からの説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。
ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。

10番 油座委員	議席番号10番、油座勝三です。 番号1番の事案について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (坂本主査)	番号2番の事案について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議が無いようでありますので、 議案第3号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の6ページを、お開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	それでは、議案説明書10ページをお開き願います。 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明致します。 議案説明書14ページをお開き願います。 それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

事務局
(坂本主査)

番号1番、事業計画を変更する農地は、山田町、登記地目は田、転用面積は3,069㎡で転用目的は、太陽光発電設備です。

変更項目は太陽光パネルの配置の変更です。

本案件は令和2年6月26日付で農地法第5条許可を得ております。

許可申請地内に地区住民が使用しているゴミステーションがあり、当初の計画では撤去する予定でしたが、地元住民から引き続き当該箇所ゴミステーションを利用したいとの要望があり、計画箇所南側にゴミステーションを移設することとなったため、当初計画と異なる配置で太陽光パネルを配置することになり、現地調査位置図33ページのとおり太陽光パネルの配置を変更したことから、事業計画変更の許可を求めるものです。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。

ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。

11番
新妻委員

議席番号11番、新妻信夫です。

番号1番について現地調査を行ったところ、当初の計画では撤去する予定であったゴミステーションを、地域住民から引き続き使用したいとの要望が寄せられたことから、当初の計画から太陽光パネルの配置を変更し、施工したとのことです。

当該申請者は、事務局からの指導に従い、速やかに事業計画変更申請を提出したこと、また、併せて顛末書を提出し、再発防止を確約していること、さらには、地域住民から、日常生活に使用するゴミ処理に係る要望に応えるための配置変更であることから、事業計画の変更についてやむを得ないと考えます。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題無いと判断されるということでした。委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長 (草野会長)	御異議が無いようでありますので、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 7 ページを、お開き願います。 【議案第 5 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	議案説明書16ページをお開き願います。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書を併せて御確認願います。 説明の前に資料の訂正がございます。 先月行われました、第36回総会の議案説明書の14ページ、番号10番の事案について、譲渡人の住所が誤っておりましたので訂正願います。 続いて、今回の議案説明書18ページ、番号 9 番の案件について、取り下げとなりますので、削除願います。 以上の訂正に伴い、合計面積が変更になります。 田、11,849.00㎡ から9,874.00㎡へ、 合計面積が13,728.20㎡から11,753.20㎡へ変更となります。 以上、訂正をお願い致します。 それでは説明致します。 なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で読み上げます。 1 番、平、畑、568㎡、資材置場です。 2 番、小名浜、畑、356㎡、自己住宅敷地です。 なお、当該案件は先ほど議案第 3 号により議決いただきました 5 条許可の取り消しに係る案件であり、権利の種類を使用貸借権に変更した許可申請となります。 3 番、内郷、田及び畑、1,181㎡、太陽光発電設備です。 4 番、内郷、田1,370㎡、太陽光発電設備です。 5 番、平、畑202㎡、無線基地局建設のための仮設ヤードに係る一時転用です。 6 番、四倉町、田、2,881㎡、常磐道 4 車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードに係る一時転用です。 7 番、好間町、畑673.2㎡、公共事業に伴う仮設事務所の設置のための一時転用です。

事務局 (坂本主査)	8 番、大久町、田4,522㎡、常磐道 4 車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードのための一時転用です。 面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。 以上、8 件、面積は、田9,874.00㎡、畑1,879.20㎡、合計11,753.20㎡となります。 申請内容を審査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 5 号について説明がありました。 ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。
9 番 松本委員	議席番号 9 番、松本英人です。 番号 1 番から 4 番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (坂本主査)	番号 5 番から番号 8 番の事案について、一時転用案件であることから事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議が無いようでありますので、 議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

議 長 (草野会長)	次に、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の 8 ページを、お開き願います。 【議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	いわき市農用地利用集積計画について、説明させていただきます。 議案説明書の 20 ページをお開き願います。 農用地利用集積計画第 1 号から 2 号の内容について説明致します。 第 1 号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。 実地地区は、四倉、三和、借り手 3 名、貸し手 4 名。 対象筆数は田 9 筆、面積は田 14,128㎡となっております。 第 2 号は、新たに利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。 実地地区は、平、借り手 1 名、貸し手 3 名。 対象筆数は田 16 筆、面積は田 15,764㎡となっております。 なお、議案説明書 26 ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。 以上、第 1 号から 2 号の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 6 号について説明がありました。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 6 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議が無しと認め、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。

議 長 (草野会長)	次に、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の 9 ページを、お開き願います。 【議案第 7 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について説明致します。 議案説明書の 27 ページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、いわき市が作成した農用地利用配分計画（案）について意見が求められたためお諮りするものです。 借り手の住所は勿来、貸し手の住所は福島市中町 8 番 2 号、公益財団法人福島県農業振興公社理事長佐藤清丸、土地の所在は勿来、現況地目は田、面積は 2,216㎡、詳細については記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画（案）は、既存の中間管理事業の借り手の変更に伴い、作成されたものです。 また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された者の中から選定されております。 農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項、及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規定第 13 条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 7 号について説明がありました。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 7 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議が無いようでありますので、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、

議 長 (草野会長)	原案のとおり可決致します。 次に、冒頭での事務局の説明のとおり、追加議案が提案されています。 議案第8号、農地法第5条第1項の規定による公共工事の施工に伴う廃土処理に係る農地転用申出の取消について事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	追加議案書の1ページを、お開き願います。 【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	議案第8号についてご説明いたします。 追加議案説明書をお開き願います。 これは、令和2年7月22日付で承認した、夏井川の河川復旧工事により発生した廃土の処理に係る農地転用の申出について、残土の搬入を中止することとなったため取消の申出があったものです。 申出の詳細について御説明いたします。 番号1番、公共事業施工者の住所氏名は、平字梅本15、福島県いわき建設事務所長です。 申請土地は、内郷です。 地目はいずれも田、合計面積は6,150㎡です。 取消となった理由につきましては、承認後に搬入しようとした夏井川の河川の土質について、土地所有者からの合意が得られなくなったとのことであります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第8号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (坂本主査)	番号1番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－

議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 8 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
	－異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による公共工事の施工に伴う廃土処理に係る農地転用申出の取消については、原案のとおり可決致します。 次に、報告第 1 号から報告第 5 号まで、一括して事務局の説明を求めます。
	(議席番号13番、鈴木理委員挙手)
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 所要により、退席させていただきたく思います。
議 長 (草野会長)	退席を認めます。 (鈴木委員退席)
議 長 (草野会長)	それでは、報告第 1 号から報告第 5 号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の10ページをお開き願います。 【報告第 1 号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書の29ページをお開き願います。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告致します。 3 月は32件の届出がありました。 合計面積は、田101, 197 m²、畑55, 695. 69 m²、合計157, 392. 69 m²でございます。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 続きまして、議案書の11ページをお開き願います。 【報告第 2 号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書36ページをお開き願います。 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、報告致します。 3 月は 3 件の届出がありました。

事務局
(府川係長)

合計面積は、田2,357㎡、畑852㎡、合計3,209㎡でございます。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書38ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、
報告致します。

3月は18件の届出がありました。

合計面積は、田4,458.29㎡、畑7,141.85㎡、合計11,600.14㎡でござ
います。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書43ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。

3月は2件の通知がありました。

合計面積は、田5,451㎡、畑198㎡、合計5,649㎡でございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

説明は以上です。

次の報告第5号は草野係長より報告致します。

事務局
(草野係長)

議案書の14ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書は46ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致しま
す。

3月は6件、贈与税の納税猶予、及び不動産取得税の徴収猶予に
ついての案件でありました。

合計面積は、田65,281.43㎡、畑15,761㎡、合計81,042.43㎡ に
なります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明
書を交付致しました。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議事の報告と致しまして、以上になります。

議 長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので御承知願います。

続きまして、協議事項に入りますが、只今14時5分でございます。
只今から10分間の休憩と致します。

再開は、14時15分と致します。

(10分間休憩)

議 長
(草野会長)

それでは、再開致します。
協議事項、令和4年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。

事務局
(金成主査)

資料2をお開き願います。
昨年度に引き続き、農作業労働賃金標準額について協議を行うものです。
依頼文となりますが、農作業労働賃金標準額に関する調査として、例年行っております調査をお願いするものです。
調査票は①から⑤までの5種類となり、①から④は2部ずつ配付しております。
提出期限については、次回総会日である令和3年5月21日（金）でございます。
次のページをお開き願います。
令和4年農作業労働賃金標準額策定のスケジュールでございます。
今年度は、7月に農業委員の改選を控えているため、昨年度とは協議開始の日程を変更しております。
第16期の皆様で、協議の基礎資料である本調査を実施していただき、まとめた資料を、第17期の第2回総会から協議させていただく予定でございます。
協議については、7月から11月を予定しており、その後、JA福島さくらいわき地区本部の承認を経て、12月の総会に上程する予定です。
その後、印刷作業に入り、1月下旬にはJAを通じて農業者の皆様へ配付する予定です。
次のページからは調査要領になります。
雇用した農家の意見については調査票①を、雇用された農家の意見については調査票②に記入してください。
委託した農家の意見については調査票③を、受託した農家の意見については調査票④に記入してください。
調査票⑤の農業委員御自身の意見となります。
例年お願いしております、新たに設定して欲しい作業項目や、令和3年の標準額の問題点等についても御意見をお願い致します。
なお、協議に際しては、昨年度の農作業労働賃金標準額の配付時に農業者の方から御意見を受けておりますので、それらと併せて協議をさせていただきます。

事務局 (金成主査)	農繁期のお忙しい中、また期限の短い中での対応をお願いすることになり、誠に恐縮ですが、何卒、よろしくお願い致します。
	説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、説明がありました。 委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。
	－意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、次に移ります。 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（案）について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	私から、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（案）について、説明致します。 資料３の１、及び資料３の２をお手元に準備願います。 資料３の１ですが、前回の総会時に、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から提出いただいた意見をそのまま打ち込んだものを、ご覧頂きました。 その内容を、市への意見と農業委員会の業務に関する意見とに仕分けをさせて頂きました。 それが、資料３の２となります。 内容が、前回お寄せいただいた意見をそのまま記載したものでございます。 内容の右側、太線で囲われたところが、市への意見として要約したものでございます。 右端のものが、市への意見にはなじまないのではないかというもののについて、農業委員会の業務に関する意見などということで、記載しております。 資料３の２の詳細については、後程ご覧いただければと思います。 そこで、仕分けした内容を、大きく３本の柱とその他の事項ということで、まとめました。 資料３の１にお戻りいただきまして、意見要約の考え方ですが、まずは、市への意見と、農業委員会の業務に関する意見などに仕分けしております。 内容が同じものについては、１本にまとめております。 次に、関連するものについては、統合した形で要約をしております。 最後に、内容が重複しているが、意見する項目が別にするもの、

事務局
(小川係長)

例えば、大きな柱として、担い手への農地の集積、遊休農地の発生防止のそれぞれに意見が出されている場合は、再掲と括弧書きをしまして、どちらにも記載をしております。

それらのルールに基づいて、市への意見として要約し、意見（案）に盛り込むものとして整理をしております。

柱のひとつ目ですが、担い手への農地の集積、集約に関する意見として、上から、農地中間管理事業の利用促進、基盤整備事業のさらなる促進、中山間地域直接支払い制度の活用促進というところがございます。

4番目からは、家族経営体への支援、各種支援制度の要件を緩和すべき、集落営農組織の法人化支援でありますとか、人・農地プラン作成の推進を強化していくべきだというような意見も出されております。

8番目となりますが、多面的機能直接支払制度の活用促進でありますとか、地域コミュニティの構築、農事組合との情報共有、担い手への集約化に対する援助策等の制度化、担い手や作業受託者が誰なのかそもそもわからないのではないかとということで、作業受託者がわかる情報を周知すべきだという意見がございました。

大きな柱のふたつ目、遊休農地の発生防止・解消に関する意見ですが、①と②については、先程の再掲という形になっております。

⑤から⑦についても再掲という形になってございますけど、見ていただきたいのは③農地耕作条件改善事業の活用促進ということで、これは国の事業になりますが、中間管理事業の重点実施区域で畦畔の除去でありますとか、暗渠排水とか、地域で基盤整備をする際の機械の購入などを補助する事業でございます。

こういったものの活用を推進して遊休農地の発生防止・解消に繋げていこうというものでございます。

④については、水で活用に伴う直接支払交付金対象外の作物に対しても、市独自の補助を創設すべきはないかというような意見でございます。

次のページになりますが、⑧鳥獣被害対策の支援でありますとか、地域に合った作物の導入、事業者による遊休農地解消の事業化ですとか、これは農業委員会が関わる重要な部分になりますが、⑪遊休農地に関する相談の場の設置でありますとか、農業経営の第三者継承への支援、また、農業体験施設や市民農園への活用の意見もございました。

最後に、行政や中間管理機構への相談機能を強化すべきでないかという意見もございました。

3本目の柱ですが、新規参入の促進に関する意見でございます。

事務局
(小川係長)

16項目ありますが、相談窓口のワンストップ化でありますとか、企業参入に向けた柔軟な受け入れ態勢の構築及び支援強化、また、③として離農者の中古施設を新規就農者へ提供する仕組みの創設とか、農機具や施設等が高額となりますのでこういったものをリースで促進できないかとの意見であります。

⑤になりますと、農業経営・農業技術向上など、研修等を含めて支援の充実を図っていくべきだというような意見もございます。

⑥には、新規就農に関して、市独自の助成制度や研修制度の創設ですとか、後継者の育成支援とか、就農してからのサポート体制を充実させるべきではないかとの意見がございます。

地域に合った作物の導入は再掲となりますが、こういったものも、新規参入には必要だという意見でございます。

⑩は、市外からの移住者への住宅や農地あっせん支援等及び地域受け入れ態勢を整えることも必要ではないかということでございます。

⑪となりますが、本市農業の様々な情報発信、こういったことを強化すべき意見もありますし、農業体験会として、実際に農業を体験いただくという意見もございました。

⑬田から畑への転換によるハウス栽培の促進ですとか、斜面を利用した果樹栽培の推進、新規就農者への支援期間の延長として5年間は次世代育成ということで年間150万円の支援を受けながら就農されているところではありますが、それももうちょっと延長できないかという意見でございます。

最後は、指導者の確保、育成していくことが必要だという意見でございます。

その3つの柱以外のその他に関する意見ということで、まとめました。

産学官の協力・連携ですとか、磐城農業高校生徒を農業者育成していくための支援・助成、畑地や施設用地への再基盤整備の実施も必要なのではないかという意見でございます。

水田の畑地化への支援、計画始動や支援事業等も必要なのではないかとこのところでございます。

⑤6次化推進のためのソフト及びハード面の支援、農産物の生産振興や販路拡大への支援、後は再掲となりますが、集落営農組織の法人化支援や地域に合った作物の導入、⑨になりますと機械や施設等の助成枠拡大と条件緩和、市内農産物の利用と消費拡大の推進ということで、こちらは地産地消の推進ということでございます。

⑪女性農業者のための異業種交流や研修メニューの充実も必要なのではないかと思えます。

事務局
(小川係長)

次の最後のページとなりますが、⑫は基盤整備事業のさらなる推進ということでこちらも再掲となります。

⑬は空き家バンクとの連携という意見でございます。

⑭はいわきブランド野菜の生産振興でありますとか、耕作放棄地対策ということで、里山保全指定制度の確立及び支援ということで、制度の具体的な内容については、市の環境部署等とも協議を進めて参りたいと考えております。

⑯は鳥獣被害対策の支援の再掲であります。

最後は、親元就農に対する支援というような意見を要約しました。

その他、農業委員会の業務に関する意見などとして、要約したものを19項目挙げております。

これは、市への意見にはなじまないものを挙げたものでございますが、相続登記の必要性や法制度の知識を高めるため農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様への研修等の開催、人・農地プランの実質化に向けた農業委員会との連携を深めていくというものでございます。

(3)として、農地を受け渡した際の、譲渡所得特別控除制度の周知も必要なのではないかという意見です。

(4)は農地情報、遊休農地を含んだ情報の発信の強化が必要なのではないかという意見、(5)として、担い手間の集約調整の推進は、担い手には集約されているのだけれど、担い手間でもっと集約をして、より利用しやすい形を推進していくべきだという意見でございます。

(6)は農地の出し手と受け手のニーズ把握はもちろんでございます。

(7)作業受託費用の算定根拠の掲示していくべきではないかという意見がございました。

農地利用最適化推進委員からの意見として、山間地域を担当する推進委員の会議で情報共有ですとか意見交換をやって欲しいという意見でございます。

(9)は農地保全のための管理費を導入してはどうかという意見でございます。

(10)太陽光発電設備の設置条件の緩和して欲しいということや、(11)に関しては非農地判断の推進ということで、事務作業をもっと迅速にできないかという意見がございました。

それに付随して、守るべき農地の選定による集積、集約化を支援していきましょうという意見です。

(13)に関しては、広報誌等で県内外の遊休農地解消の成功事例を掲載してはどうかという意見です。

事務局
(小川係長)

(14)は家庭菜園希望者に対する遊休農地のあっせんができないかという意見でございます。

(15)地域単位における農業委員と推進委員との情報共有ということで、地区単位の合同会議の開催を検討して欲しいという意見がございました。

(16)については、全国農地ナビというのがございますが、いわき版農地ナビができないかという意見です。

(17)は昨年度から取り組んでおりますが、現地調査支援システムモデル事業ということでタブレットを用いた事業を展開しておりますが、中々国土調査が終わっていない所などデータが入っていないものですから、公図を取り込み調査ができるようにならないかという意見です。

(18)は、人・農地プラン作成地区の遊休農地の再生は農業委員会による実施できないかという意見であります。

(19)は推進委員の担当地区は、その地区をよく分かっている出身地区に限定すべきではないかという意見が出されたところでございます。

最後に、今後の進め方についてですが、内容を慎重かつ丁寧に精査をした上で、各項目の統合作業ですとか補足説明文章の肉付け作業などを行っていく予定でありまして、最終的に市長に提出する上での素案としておりますが、最終形を取りまとめたいと考えています。

その最終形であります。次回の5月21日総会にお示しし、協議をしていただく考えでございます。

最終的な意見の承認については、6月の総会に議案として提出させていただきます、6月の最終週に市長に意見を提出する予定であります。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、説明がありました。

委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

16番
木幡委員

議席番号16番、木幡仁一です。

4番の今後の進め方で、次回5月21日の総会で素案をお示ししとありますが、これは、総会時に素案を配付するということですか。

それとも、事前に資料を配付し読み込んできてくださいということなのか、どちらの趣旨か確認させてください。

事務局 (小川係長)	御質問についてですが、出来る限り事前に送付させていただいて、内容をじっくり見ていただいて、5月21日の総会に御協議いただくことを考えております。 しかし、議案説明書の送付と一緒に送ることができるかどうかですが、議案説明書の送付が5月10日頃でございますので、それに間に合わなかったとしても、別口でも総会の前に見ていただけるように送付したいと考えております。
議 長 (草野会長)	その他、御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	意見の内容については、まとめるとA4判のようになりますが、出された意見は、農地利用最適化推進委員の皆様の意見の方が多かった。 それらは、A3判に記載されているわけですが、私はこれらの意見全部に目を通しました。 3年間の思いが全て綴られている。 これは、非常に貴重なアンケートだなと感じました。 農業委員の立場、農地利用最適化推進委員の立場から色々な思いが書かれているなあ。 これは、意見書に対してのアンケートですので、意見書になじまないものもあるわけですが、だからといって問題にしないのではなくて、こういった思いを次期の委員会活動に活用しなければならい。 意見書については、只今、木幡委員が言うように、十分に審議した上で進めるのが筋ですが、若干ずれ込みながら進んできた経緯もあります。 それを、今後事務局中心にまとめた中で、次の総会の中で、協議の時間を十分にとって参りたいと考えております。 それでは、協議事項はこれまでとし、次にその他に移ります。 まず、事務局からございますか。
事務局 (金成主査)	事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。 【資料4】農業委員会事務局 事務分掌 ➡説明した。 【資料5】農業者年金 加入・受給状況内訳 ➡説明した。

事務局 (金成主査)	○農業者年金加入推進セット ➡配付した。 【資料6】「農村プロデューサー」養成講座のご案内について ➡周知した。 ○令和3年度いわき市の農林水産業 ➡配付した。
議 長 (草野会長)	他に、委員の皆様から何かございますか。 -特に無しの声有り-
議 長 (草野会長)	特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第38回総会を閉会致します。